

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者の情報保護管理体制を確認し、また秘密の保持についても契約事項に定めている。

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、個人住民税の賦課及びそれに関連する事務を行う。個人住民税は原則として賦課期日(1月1日)現在に、宇佐市内に住所を有する個人に対して課税を行うものである。宇佐市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達その他の地方税の賦課又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。) ②申告書、給与・年金の支払報告書等の收受 ③他自治体等への調査、もしくは他自治体等からの調査への回答 ④住民登録のない者への課税に伴う他自治体への通知 ⑤各種届出書の受理 ⑥課税内容等の証明 ⑦他自治体等への資料回送 ⑧賦課データ等を庁内の他業務システムへ連携 ⑨他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーへ登録
③システムの名称	1. Acrocity個人住民税 2. 税務LAN課税支援システム 3. Acrocity行政基本 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー 6. eLtaxシステム 7. 国税連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL 0978-27-8101 mail: soumu11@city.usa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部税務課市税係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 Tel. 0978-27-8129 mail: sizei04@city.usa.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0978－32－1111	0978－27－8101	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0978－32－1111	0978－27－8129	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第7号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	mail:soumu04@city.usa.oita.jp	mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	mail:sizei04@city.usa.oita.jp	mail:sizei04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条	1. 番号法(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の24の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 2. 番号法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項別表第二主務省令第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの開示・請求・利用停止請求 請求先	総務部総務課行政係 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	総務部総務課法務係 mail:soumu11@city.usa.lg.jp	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	